

「指定訪問介護」重要事項説明書兼  
「日常生活支援総合事業 第一号訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 梅田福祉会

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(群馬県指定 第1070300296号 訪問介護)

(桐生市指定 第1070300296号 介護予防訪問介護相当サービス)

(みどり市指定 第1070300296号 介護予防訪問介護相当サービス)

当事業所は契約者に対して指定訪問介護及び日常生活総合支援事業 桐生市介護予防訪問介護相当サービス、みどり市介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

- \* 指定訪問介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
- \* 日常生活支援総合事業の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方、または基本チェックリスト該当者が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	3
4. 職員の体制 .....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	7
7. 苦情の受付について .....	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 梅田福祉会
- (2) 法人所在地 群馬県桐生市梅田町4-1774-4
- (3) 電話番号 0277-20-5055
- (4) 代表者氏名 理事長 工藤 三夫
- (5) 設立年月 平成11年6月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成12年3月1日指定

群馬県1070300296号

指定介護予防訪問介護相当サービス 平成30年4月1日指定

桐生市1070300296号

指定介護予防訪問介護相当サービス 平成30年8月1日指定

みどり市1070300296号

(2) 事業の目的 ① 社会福祉法人梅田福祉会が開設するホームヘルプステーション梅の郷が行う指定訪問介護の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修終了者が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

② 要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 ホームヘルプステーション梅の郷・平成12年3月1日指定

群馬県1070300296

ホームヘルプステーション梅の郷・平成30年4月1日指定

桐生市1070300296

ホームヘルプステーション梅の郷・平成30年8月1日指定

みどり市1070300296

(4) 事業所の所在地 群馬県桐生市梅田町4-1774-4

(5) 電話番号 0277-20-5055

(6) 事業所長(管理者)氏名 小林 恭介

(7) 当事業所の運営方針

① 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

② 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めることとする。

(8) 開設年月 平成12年3月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 桐生市 の区域とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日、1月1日～1月3日を除いた日
受付時間	月～土 8：30～17：30

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1	1名	1名	
2. サービス提供責任者	2	1.5名	1.5名	
3. 訪問介護員	6	3.0名	3名	
(1)介護福祉士	2			
(2)介護職員実務者研修修了者（旧訪問介護養成研修1級課程修了者）				
(3)介護職員初任者研修修了者（旧訪問介護養成研修2級課程修了者）	4			

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、ご契約者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- |                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| ○身体介護<br>入浴・排せつ・食事等の介護を行います。<br>○生活支援<br>調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。 |
|---------------------------------------------------------------------|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活支援

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照） **1割負担**

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

指定訪問介護

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1630円	2440円	3870円	567円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1467円	2196円	3483円	5103円	738円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	163円	244円	387円	567円	82円
	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
生活	4. 利用料金			1790円	2200円	
	5. うち、介護保険から 給付される金額			1611円	1980円	

援助	6. サービス利用に係る 自己負担額（4-5）		179円	220円	

※身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合について  
 20 分以上 45 分未満 自己負担額 65 円    45 分以上 1 時間 10 分未満 自己負担額 130 円  
 1 時間 10 分以上 1 時間 35 分未満 自己負担額 195 円

第一号訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

それぞれのサービスについて、1 カ月単位、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

負担割合	サービス内容	1 割負担
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅰ	週 1 回程度の 訪問型サービス	1 1 7 6 円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅱ	週 2 回程度の 訪問型サービス	2 3 4 9 円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅲ	週 3 回程度の 訪問型サービス	3 7 2 7 円

<その他期間、回数に限られている料金>（加算）

- ① **初回加算** 1 ヶ月当たり 2 0 0 0 円（自己負担額 2 0 0 円）  
 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。
- ② **緊急時訪問介護加算** 1 回当たり 1 0 0 0 円（自己負担額 1 0 0 円）  
 利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算されます。
- ③ **生活機能向上連携加算Ⅰ** 1 ヶ月当たり 1 0 0 0 円（自己負担額 1 0 0 円）  
 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

④ **特別地域加算** 1回当たり 所定単位数の100分の15

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算されます。

⑤ **同一建物訪問減算** 1回当たり 所定単位数の100分の90

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定します。

⑥ **口腔連携強化加算** 1回当たり500円（自己負担額50円）※月に1回に限る

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、月に1回に限り所定単位数を加算されます。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照） **2割負担**

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体	1. 利用料金	1630円	2440円	3870円	5670円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1304円	1952円	3096円	4536円	656円

介護	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	326円	488円	774円	1134円	164円
	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	4. 利用料金			1790円	2200円	
	5. うち、介護保険から給付される金額			1432円	1760円	
	6. サービス利用に係る自己負担額（4-5）			358円	440円	

※身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合について  
20 分以上 45 分未満 自己負担額 130 円    45 分以上 1 時間 10 分未満 自己負担額 260 円  
1 時間 10 分以上 1 時間 35 分未満 自己負担額 390 円

#### 第一号訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

それぞれのサービスについて、1 カ月単位、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

負担割合	サービス内容	2割負担
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅰ	週 1 回程度の 訪問型サービス	2352円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅱ	週 2 回程度の 訪問型サービス	4698円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅲ	週 3 回程度の 訪問型サービス	7454円

#### <その他期間、回数に限られている料金>（加算）

##### ① 初回加算 1ヶ月当たり2000円（自己負担額400円）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

##### ② 緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円（自己負担額200円）

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合

に加算されます。

③ **生活機能向上連携加算 I** 1ヶ月当たり1000円（自己負担額200円）

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

④ **特別地域加算** 1回当たり 所定単位数の100分の15

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算されます。

⑤ **同一建物訪問減算** 1回当たり 所定単位数の100分の90

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定します。

⑥ **口腔連携強化加算** 1回当たり500円（自己負担額100円）※月に1回に限る

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算されます。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照） **3割負担**

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の



通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1630円	2440円	3870円	5670円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1141円	1708円	2709円	3969円	574円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	489円	732円	1161円	1701円	246円
	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	4. 利用料金			1790円	2200円	
	5. うち、介護保険から 給付される金額			1253円	1540円	
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)			537円	660円	

※身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合について  
 20分以上45分未満 自己負担額195円 45分以上1時間10分未満 自己負担額390円  
 1時間10分以上1時間35分未満 自己負担額585円

#### 第一号訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス

それぞれのサービスについて、1カ月単位、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

負担割合	サービス内容	3割負担
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅰ	週1回程度の 訪問型サービス	3528円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅱ	週2回程度の 訪問型サービス	7047円
介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス（独自）Ⅲ	週3回程度の 訪問型サービス	11181円

#### <その他期間、回数に限られている料金>（加算）

##### ① 初回加算 1ヶ月当たり2000円（自己負担額600円）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問

介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

② **緊急時訪問介護加算** 1回当たり1000円（自己負担額300円）

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算されます。

③ **生活機能向上連携加算Ⅰ** 1ヶ月当たり1000円（自己負担額300円）

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

④ **特別地域加算** 1回当たり 所定単位数の100分の15

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く・又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算されます。

⑤ **同一建物訪問減算** 1回当たり 所定単位数の100分の90

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定します。

⑥ **口腔連携強化加算** 1回当たり500円（自己負担額150円）※月に1回に限る

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提

供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算されます。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護、生活支援サービスについては、表の利用料金の10%が割り引かれます。

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
------	-------	----------------	----------------	-----------------	---------------------

	1 6 3 0 円	2 4 4 0 円	3 8 7 0 円	5 6 7 0 円	8 2 0 円
生活援助			2 0 分 以上 4 5 分 未 満	4 5 分 以上	
			1 7 9 0 円	2 2 0 0 円	

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆訪問介護養成研修 3 級課程修了者による身体介護、生活援助サービスについては、表の利用料金の 1 0 % が割引かれます。

## ② その他のサービス

○行政手続きの代行      利用料金： 5 0 0 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

## （3）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費をお支払いいただきます。また、交通費の支払いを受ける場合には、ご契約者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けることとします。

- ①事業所から往復おおむね 1 5 キロメートル未満      無料
- ②事業所から往復おおむね 1 5 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満      3 0 0 円
- ③事業所から往復おおむね 2 5 キロメートル以上      5 0 0 円

## （4）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 1 0 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み  
 足利銀行      桐生支店      普通預金 3 1 5 7 5 4 6  
 イ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
 ご利用できる金融機関：足利銀行  
 ウ. 集金

## （5）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの

実施日の前日までに事業者申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

#### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で

使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### (4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

#### (5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①医療行為<br>②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受<br>③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供<br>④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙<br>⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動<br>⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

#### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 サービス提供責任者 城越 美和 TEL 0277-20-5055

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

桐生市保健福祉部 長寿支援課	所在地 桐生市織姫町1-1 電話番号 0277-46-1111 受付時間 8:30～17:15
みどり市健康福祉部 介護高齢課	所在地 みどり市笠懸町鹿2952番地 電話番号0277-76-2111 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-5308 受付時間 8:30～17:15
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明及び交付を行いました。また、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定及び基本チェックリストに係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見・及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示し交付いたします。

ホームヘルパーステーション 梅の郷

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 城越 美和 印

訪問介護員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し受領いたしました。また、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定及び基本チェックリストに係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見・及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示し交付することに同意いたします。

利用者住所 氏名 印

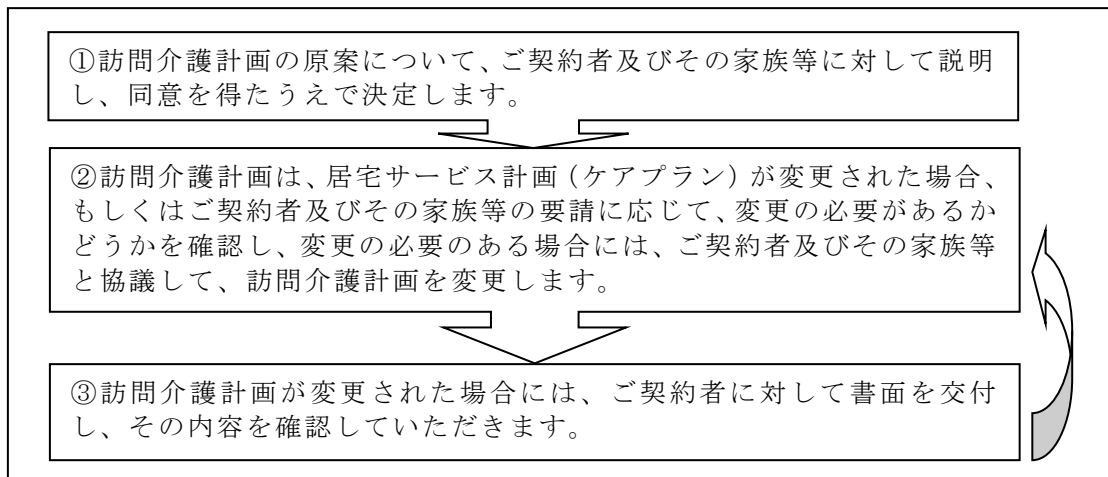
家族代表住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

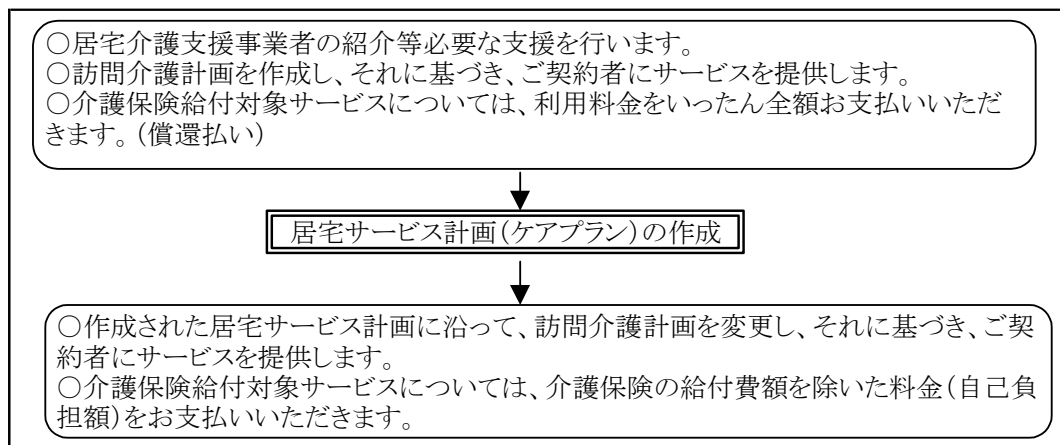
### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ（訪問介護）

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



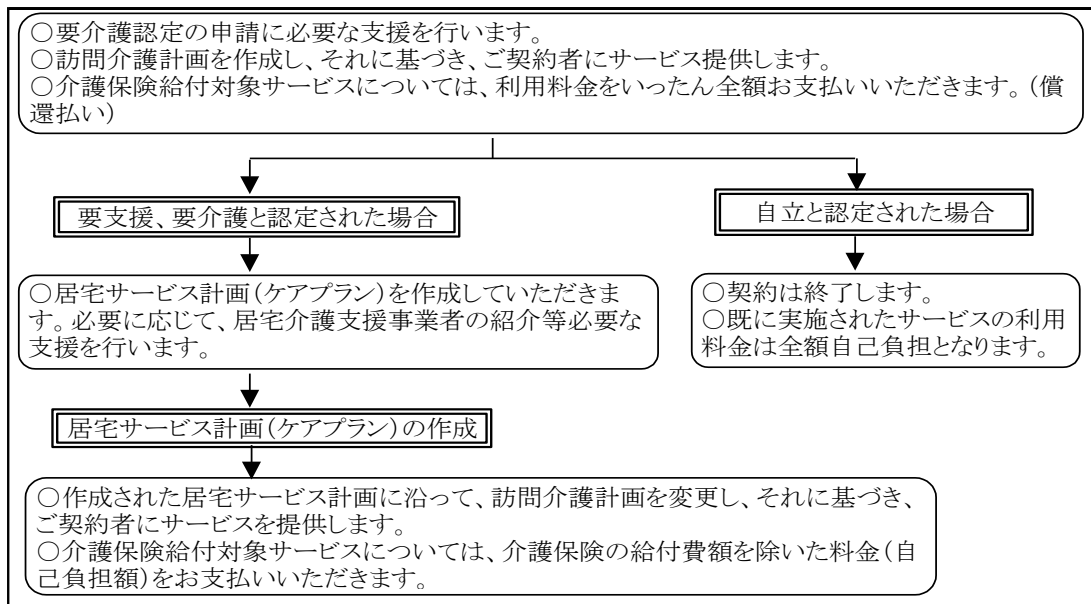
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



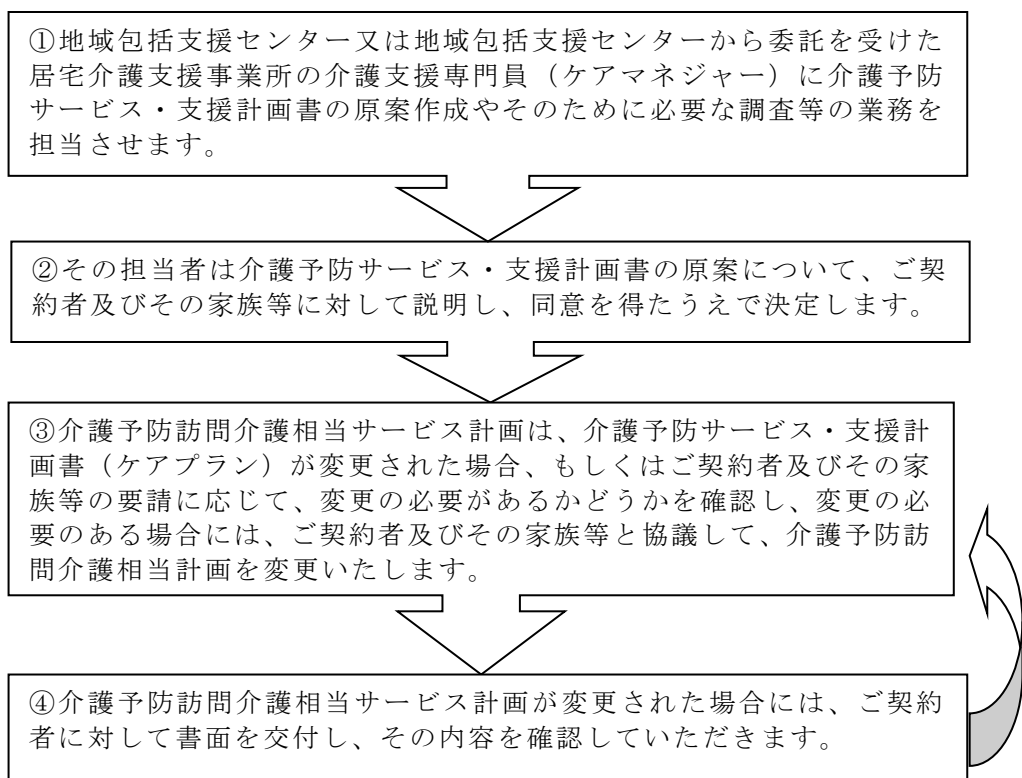


## ②要介護認定を受けていない場合



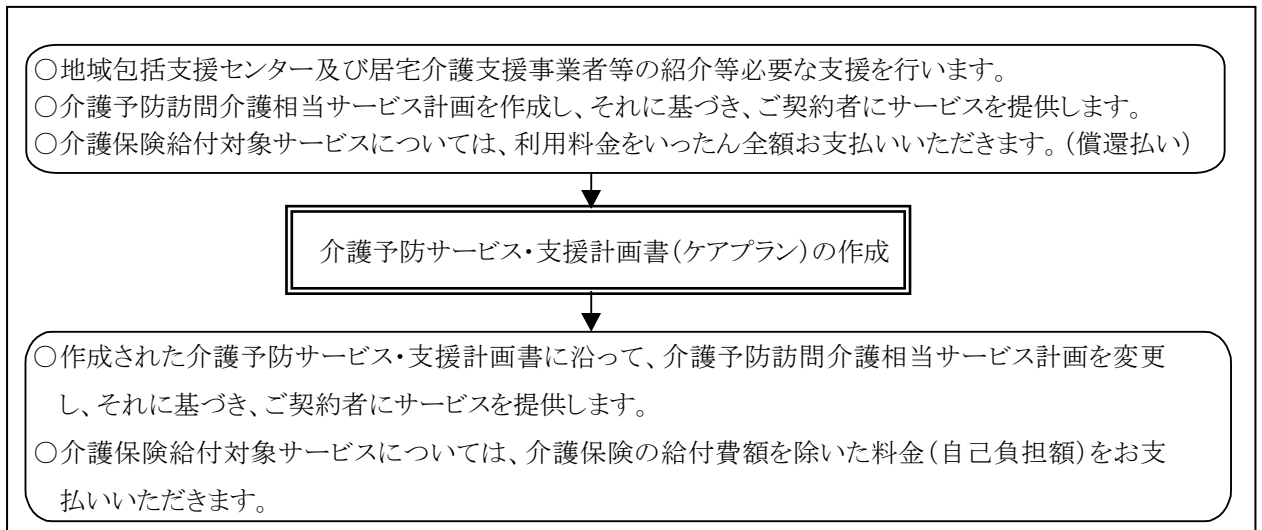
## 1. 契約締結からサービス提供までの流れ (介護予防訪問介護相当サービス)

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス・支援計画書」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防訪問介護相当サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

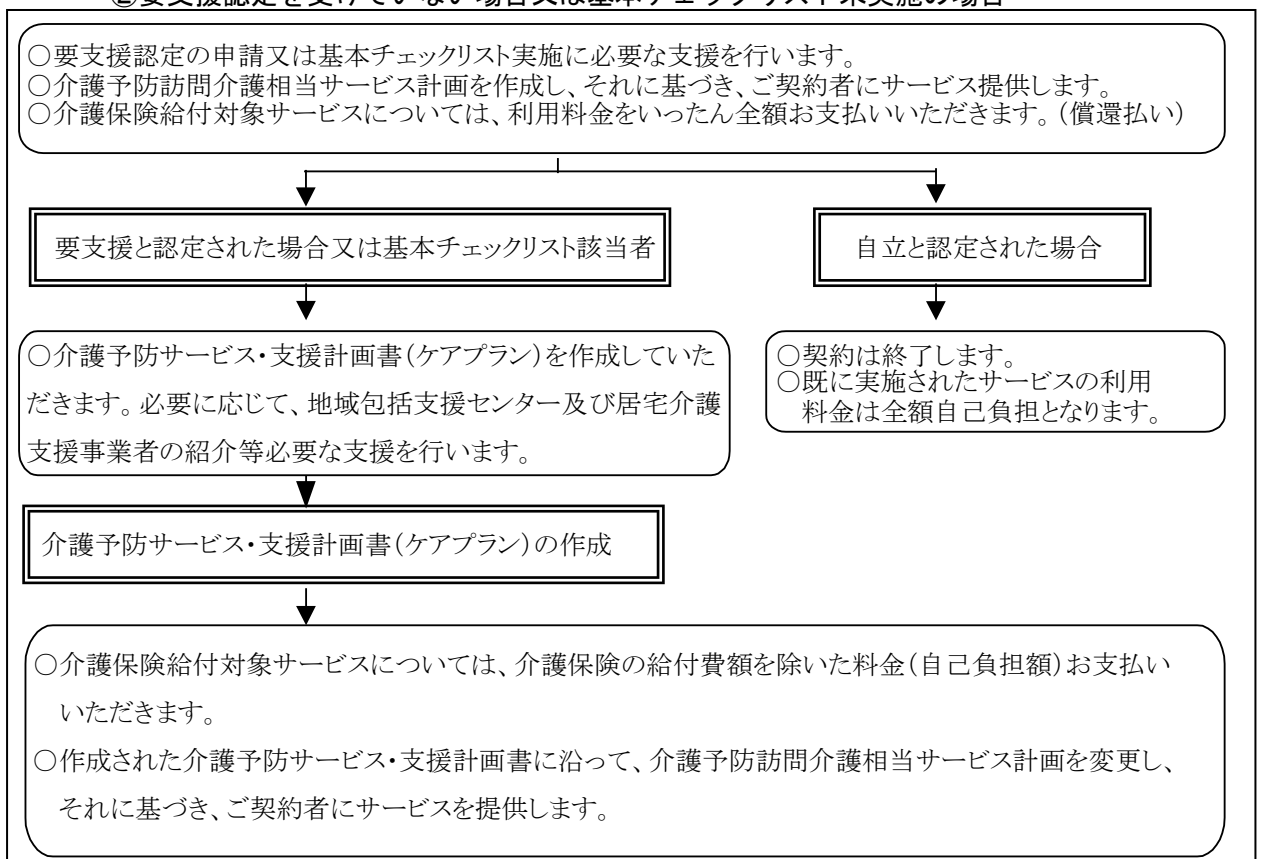


(2) ご契約者に係る「介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合又は基本チェックリスト該当者の場合



②要支援認定を受けていない場合又は基本チェックリスト未実施の場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

### 3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その

場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## （3）契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 5. 個人情報の利用目的について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

### 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

#### 1 当施設内部での利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求業務
- (3) 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所・サービス利用等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 2 他の介護保険事業者への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等に当り、外部の医師の意見、助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償請求などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

### 上記以外の利用目的

#### 1 当施設内部での利用に係わる利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

#### 2 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- (2) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・外部監査機関への情報提供

## 6. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第20条で求められている「高齢者虐待の防止等のための措置」を明確にするため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設において業務に従事する職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (4) サービス提供中において養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報

### 《参考》 高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

## 7. 事故発生時の対応

### 1 事故発生時の対応

当事業所において、事業者の責任により利用者に対する指定訪問介護及び日常生活総合支援事業 桐生市介護予防訪問介護相当サービス、みどり市介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の後見人又は身元引受人等関係者、介護支援専門員（介護予防通所介護相当サービスにあつては、地域包括支援センター）等に連絡、報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、発生した事故については、事故報告書を作成し職員間で確認するとともに、事故防止委員会において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

### 2 損害賠償

事業所は、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異

等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者及び身元引受人と協議いたします。

### 3 損害賠償がなされない場合

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合や、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合、利用者が施設の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合には、損害賠償がなされない場合があります。

## 8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
	2 なし	評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

## 9. 介護職員処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

介護人材に対する処遇改善と競合する他産業との賃金差を解消する観点から「ニッポン1億総活躍プラン」における「未来への投資を実現する経済対策」として平成28年8月に閣議決定され、介護人材に対する月額平均1万円相当の処遇改善を行うために、現行の加算の見直しを行い、報酬の中に位置づけたものが「介護職員処遇改善加算」となります。

また、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組みや雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を行うために加算率の見直しがなされております。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ** 所定単位数に13.7%を乗じた単位数
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ** 所定単位数に10.0%を乗じた単位数
- 介護職員処遇改善加算Ⅲ** 所定単位数に5.5%を乗じた単位数
- 介護職員処遇改善加算Ⅳ** 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100

## 介護職員処遇改善加算Ⅴ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100

### 《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定訪問介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - 1 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
  - 2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - 4 3について、全ての介護職員に周知していること。
  - 5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - 6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。



## 10. 介護職員特定処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における「介護職員処遇改善加算」の拡充も含め、これまで国が数次にわたる取り組みを行ってきておりますが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、『介護人材確保のための取り組みをより一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとなりました。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円を投じ、処遇改善を行う』とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

現行加算（介護職員処遇改善加算）については、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度に、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、その後数次にわたり拡充を図ってきたものです。

2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善を行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

- ※ 特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。
- ※ 当事業所では、介護職員特定処遇改善加算Ⅱを算定しております。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に6.3%を乗じた単位数  
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に4.2%を乗じた単位数

### 《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（介護福祉士の配置等要件）

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分

- ※ 訪問介護にあつては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算）を

算定していること。

(現行加算要件)

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

(職場環境等要件)

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。

この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算（Ⅰ）については、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算（Ⅱ）については、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

## 11. 介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和6年5月31日まで）

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定

することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。  
**介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に2.4%を乗じた単位数**

#### 《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「1.2 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

### 1.2. 介護職員等処遇改善加算について（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

※ 当事業所では、介護職員等処遇改善加算を算定しております。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に24.5%を乗じた単位数  
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に22.4%を乗じた単位数  
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に18.2%を乗じた単位数  
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数に14.5%を乗じた単位数  
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 所定単位数に22.1%を乗じた単位数  
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2） 所定単位数に20.8%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数に20.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数に18.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数に18.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数に16.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数に16.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数に15.8%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数に14.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	所定単位数に13.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	所定単位数に12.1%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	所定単位数に11.8%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数に10.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	所定単位数に7.6%を乗じた単位数

《算定要件》

#### イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
  - ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十

十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。
  - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
  - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
  - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。
- (10) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

#### ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ(1)①及び(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)②及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)②及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に

関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ル 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇

改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### コ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。



- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)～(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。
- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### ソ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ（1）（①及び②に係る部分を除く。）、（2）から（6）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
  - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。